

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

案 件 名

福岡県農林水産業・農山漁村の動向
(令和6年度) (7活066)

総務事務厚生課

令和7年7月14日

入札説明書項目

- ・ 入札手続について
- ・ 印刷物入札参加者心得
- ・ 入札保証金・契約保証金についての注意事項
- ・ 仕様書
- ・ 印刷物の最低制限価格の設定範囲の変更について
- ・ 入札参加申請書及び記入例
- ・ 入札（見積）担当者届及び記入例
- ・ 入札書及び記入例
- ・ 履行証明書
- ・ 履行確認書（交付願）及び記入例
- ・ 印刷物製造請負契約書（案）
- ・ 誓約書
- ・ 印刷機に係る写真の提出について
- ・ 入札日程表

入札手続について

本調達案件は、入札説明会はいりません。入札参加希望者は次の注意事項及び入札説明書熟知の上、入札をお願いします。提出期限は厳守してください。

1 公告日

令和7年7月14日

2 案件名

福岡県農林水産業・農山漁村の動向(令和6年度)(7活066)

*なお、提出書類等に案件名を記載する場合は、上記案件名を記載すること。

3 書類の受付時間及び提出先

受付時間	平日の午前9時から午後5時まで (午後0時30分から午後1時30分までの間を除く。受付時間は以下同じ。) *持参する場合は、受付時間内に持参すること。 (ただし提出期限日については、提出期限までを受付時間とする。) 郵送する場合は、提出期限を必着とします。(書留郵便限定)
提出先	福岡県総務部総務事務厚生課調達班 (県庁南棟1階) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 電話番号 092-643-3092 FAX 092-643-3109

4 入札参加申請について

入札参加条件は公告に記しています。
入札参加希望者は入札参加申請書の提出が必要です。
入札参加条件に適合しない者、入札参加申請書の提出がない者は、入札に参加することができません。

提出方法	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送 (書留郵便限定)	入札日程表 のとおり	別紙「入札 参加申請 書」	入札参加申請は、事業者の代表者又は競争入札 参加資格審査申請時に提出している委任状に記 載された支店長・営業所長等の代理人(以下「代 理人」という。)が行うこと。

5 質問の受付について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出期限	提出様式	注意事項
書面提出 (FAX可)	入札日程表 のとおり	任意	・ 入札方法等に関する一般的な質問は電話可 ・ 回答は調達班で文書にて掲示。 回答日は入札日程表のとおり。

6 入札(見積)担当者届について

入札(見積)担当者を定めたときは、入札書の提出前に「入札(見積)担当者届」を提出してください。すでに提出済みの場合は、再度提出する必要はありません。

提出方法	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送 (書留郵便限定)	委任事項発生 時	別紙「入札 (見積)担 当者届」	別紙「入札(見積)担当者届」記載例を参照のこと。

7 入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ(1)により入札保証金を本県に納付していただきます。

ただし、(2)、(3)による場合は、入札保証金が免除されます。

(詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。)

(1) 入札保証金を現金又は小切手等により納付する場合

入札保証金は郵送での受付をしていません。

入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。

納付された入札保証金は入札終了後(落札者は契約締結後)に還付します。

なお、落札者は入札保証金を契約保証金の一部に充当することもできます。

万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

(2) 入札保証金を免除するため、入札保証保険証券を提出する場合

入札保証保険証券とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

(3) 入札保証金を免除するため、履行証明書等を提出する場合

ア 履行証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証する書類です。

イ 調達班に契約実績がある場合には、履行証明書に代え、履行確認書(交付願)を提出してください。

入札保証金の区分	提出方法	提出様式	提出期限		注意事項
			入札書郵送による場合	入札書持参による場合	
(1) 現金・小切手	持参のみ (郵送での受付はしていません)	保証金等納付書	入札日程表 のとおり	入札日程表 のとおり	小切手は銀行振出小切手(振出人及び支払人が同一金融機関であるもの)に限定。 調達班で準備している保証金等納付書(財務規則様式第144号)に必要事項を記入し、記名押印又は署名の上、納付のこと。
(2) 入札保証保険証券	持参又は郵送 (書留郵便限定)	入札保証保険証券(原本)			(持参の場合) ①封筒に入れる ②封皮に下記を記入(朱書き) 氏名(法人名) 「〇月〇日開札 案件名 △△△在中」(注)
(3)ア 履行証明書		別紙「履行証明書」参照			(郵送による場合) 上記封筒を更に封書にし(二重封筒)、「〇月〇日開札 案件名 △△△在中」(注)と朱書きのこと。 なお、履行確認書の郵送による提出の際は二重封筒の必要はない。
(3)イ 履行確認書(交付願)		別紙様式「履行確認書(交付願)」		入札日程表 のとおり	(注) △△△には、以下のいずれかを記載すること。 (2)の場合 入札保証保険証券 (3)アの場合 履行証明書 (3)イの場合 履行確認書(交付願)

8 入札書について

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可
- ・ **入札書の日付は、調達班が入札参加確認通知書を発した日から入札書提出期限日までのいずれかの日です。開札日ではありませんので御注意ください。**入札書の提出方法(持参、郵送)により提出期限日が異なるので入札書の日付には御留意ください。
- ・ 日付がないもの又は日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意のこと。
- ・ 入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を参考のこと。特に、**¥**マークの横の入札金額及び記名がないもの並びに入札金額を訂正したものは無効であること。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の110分の100に相当する額を記載すること。
- ・ くじ番号も記入すること。
- ・ 入札金額は、本物件の制作に要する一切の諸経費を含めたものであること。
- ・ 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできないこと。
- ・ 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は6に規定する「入札(見積)担当者届」に記載された入札(見積)担当者(以下「入札者」という。)を立ち会わせて実施。
- ・ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあること。

(2) 提出方法等

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	入札日程表 のとおり	別紙様式 「入札書 (見積書) (請書)」	・ 封筒に入れ、かつ、封皮に氏名(法人名)及び「〇月〇日開札 案件名 入札書 在中」と朱書きのこと。
郵送 (書留郵便限定)				・ 持参と同様の方法で封書にした入札書を更に封書にし(二重封筒)、「〇月〇日開札 案件名 入札書在中」と朱書きのこと。

9 開札

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 本人確認のため、名刺を持参すること。
- ・ 開札は、事業者の代表者又は6に規定する「入札(見積)担当者届」に記載された入札(見積)担当者が立ち会い可。
- ・ 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- ・ 落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行う。1回目の入札で有効な入札書を提出した者だけが再度の入札に参加できるものとする。

(2) 開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
総務部会議室 (行政南棟地下1階)	入札日程表 のとおり	再度の入札の準備をしておくこと。

印刷物入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案、原稿及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 入札者のうち、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の入札者のうち、最低価格の入札者を落札者とする。ただし、同価格の入札があったときは、くじによって落札者を決定する。
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 9 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者及び最低制限価格に満たない入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。又は、入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札参加資格の申請者又は委任を受けている者の記名がないとき。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
 - (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 16 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金(又はそれに代わるもの)を入札日程表に示す期限までに県に提出して頂く必要があります。

(1) 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110(＝税込み金額)の5%以上です。

この場合、現金及び小切手とも「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。

【現金又は小切手を持参する場合】

調達班にて「保証金等納付書」を記載していただきます。

【納付書での入金をご希望の場合】

①調達班にて「保証金等納付書」を記載いただいた後、納付書を発行いたします。

原則、直接窓口でのお受け取りをお願いいたします。

②入札日程表に示す入札保証金の納付期限までに必ず納付してください。

③入札保証金の納付確認のため、入札保証金の納付期限までに収納機関の領収印のある「保管証書(領収書)の写し(コピー等)」を持参、郵送(*注1)又はFAX(*注2)により提出してください。

*注1) 郵送の場合は、必ず入札案件名及び入札関係書類在中と朱書きした封筒に封入の上、書留等によること。期日必着。

*注2) FAXの場合は送信後に必ず書類到着の確認のため電話連絡等を行うこと。期日必着。

※入札保証金の納付期日までに納付の確認ができない場合は、入札に参加できない場合がありますのでご注意ください。

※納付書発行の際、福岡県の債権者登録が必要です。事前に登録の有無を確認してください。

※納付書で納金された場合は、口座振込により返還します。振込まで多少時間を要しますのでご了承ください。

(2) 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額・・・入札しようとする金額の100分の110(＝税込み金額)の5%以上です。

保証期間・・・「開札日」から14日間(開札日含む)をお願いします。

特約条項・・・「定額てん補」の特約を付けてください。

(3) 物品購入証明書(履行確認書「交付願」を含む。)を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)」を提出することです。証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110(＝税込み金額)の、20%を超える同種の契約をいいます。

(例:250万円が入札金額の場合、契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約(＝550,001円以上)の実績が2件必要となります。)

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。履行期限ではありませんのでご注意ください。

また、単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。

※物品購入証明書(履行確認書(交付願)を含む。)は、入札者が履行した契約に限ります。他の支店や、(契約業務を本店から支店や営業所に委任されている場合は)本店の履行証明は受付することができませんので、ご注意ください。

※様式は入札説明書中の「物品購入証明書」又は「履行確認書(交付願)」を参照のこと。

※契約書の写しは証明書の代わりになりません。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額(税込み)に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 物品購入証明書	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

保証金等納付書の記載方法

保証金等納付書

No.

福岡県知事(財務担当所長)殿

金額
(額面)

千

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

ただし、入札保証金として

上記のとおり納付します。(有価証券は

令和〇年〇月〇日

住所

氏名

記名

印

又は

署名

(記名押印又は署名)

記

証券の銘柄

記号番号

額面

枚数

附属利札

小切手による納付の場合に記載すること

入札保証金

係員

保管されたい

年

月

日

課(財務担当所)長

係員

保管してよい

年

月

日

出納員

入札保証金を保管した

年

月

日

出納員

入札保証金を払戻されたい

年

月

日

課(財務担当所)長

摘要

「案件名」を記載してください

備考 No. 欄は年間通し番号とする。

入札保証金を小切手で納付の際の留意点

見 本

保証小切手であること。

No.JA81378

小 切 手

福岡 4002
1111-222

福岡市博多区東公園7番7号

株式会社 ○○銀行 県庁内支店

金額

¥○, ○○○, ○○○★

上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお払いください

振出日 令和○年○月○日

株式会社 ○○銀行

拒絶証書不要

振出地 福岡市

県庁内支店長

福岡 太郎

金額は、必ず契約予定金額(入札書記載金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること。
なお、単価契約であれば、予定発注数量×入札書記載単価の金額に10/100を加算した額の5%以上の金額とすること。

銀行の支店長名の振出であること。

* 貴社の当座小切手ではないので、
注意すること。

(注意事項)

1. 有価証券のうち、小切手で入札保証金を納付する場合は、金融機関の支店長名で振り出された小切手であること。(振出人及び支払人が同一金融機関であるものに限る)
2. 振出小切手で入札保証金を納付する場合は、あらかじめ福岡県総務事務厚生課調達班に銀行名及び支店名を連絡すること。
3. 落札しなかった者の保証小切手は、落札決定後速やかに(開札日当日)返却する。

入札保証保険の例

申込日

令和〇年〇月〇日

申込

〒 810-〇〇〇〇 | 電話番号 092-〇〇〇〇-△×△×

FAX 092-〇〇〇〇-△×△×

住所

福岡市中央区天神〇-〇-△

氏名

株式会社 ○×印刷

代表取締役 福岡 太郎

被保険者

フリガナ フクオカシハカタクヒガシコウエン

住所 福岡市博多区東公園7-7

フリガナ フクオカケンチジ ハツトリ セイタロウ

氏名 福岡県知事 服部 誠太郎

発注者区分

民間

官公庁

受注形態

単体

共同企業体 (JV)

契約名および契約概要

××××××××

入札場所

福岡県総務部総務事務厚生課入札室

入札予定日

令和〇年〇月×日

契約締結予定日

令和〇年×月△日

入札金額

百万 千 円

〇 × 〇 〇〇〇

特約条項

定額てん補

瑕疵保証

落作業

保険責任の始期・終期

工事完成保証

縮小てん補

賠償権

入札説明書に記載している案件名を記入すること

入札説明書に記載している入札場所を記入

契約締結予定日(開札日の翌日から起算して13日後(県の休日を除く。))とする。

開札日とすること

必ず契約予定金額(入札記載金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること(なお、単価契約であれば、予定発注数量×入札書記載単価の金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること

保険証券の初日は開札日と同日になります。

保険証券の初日は開札日と同日になります。

契約締結予定日(開札日の翌日から起算して13日後(県の休日を除く。))まで。

必ず契約予定金額(入札記載金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること(なお、単価契約であれば、予定発注数量×入札書記載単価の金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること

◇○△×保険株式会社

保険種目

保証保険

保険種類

履行保証

入札保証

証券番号

A 9876543210

契約種類

建設工事の請負

建設工事以外の請負

売買

刑務作業

請負売買以外

担当店

九州支社 県庁支店

代理店

☆☆☆☆

入札保証保険期間

令和〇年〇月×日から 契約の締結日まで

(契約締結予定日 令和〇年×月△日)

年 月 日 間

*「保険責任の始期および終期に関する特約条項」が付帯されている場合は上記予定日を保険期間の終期とします。

瑕疵保証特約期間

目的物の引渡しまたは目的の達成の時から瑕疵担保責任の終了の日まで

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

年 月 日 間

*「保険責任の始期および終期に関する特約条項」が付帯されている場合は上記予定日を保険期間の終期とします。

種類

てん補条件

保険金額

付保割合

料率

保険料

入札

実損てん補

定額てん補

百万 千 円

〇〇〇 〇〇〇

5.0

6.0

百万 千 円

〇〇 〇〇〇

保証

〇

百万 千 円

〇〇〇 〇〇〇

瑕疵保証

実損てん補

百万 千 円

〇〇〇 〇〇〇

(履行のみ)

実損てん補

百万 千 円

〇〇〇 〇〇〇

工事完成保証

実損てん補

百万 千 円

〇〇〇 〇〇〇

(履行のみ)

実損てん補

百万 千 円

〇〇〇 〇〇〇

合計保険料

百万 千 円

〇〇 〇〇〇

入 札 （ 見 積 ） 仕 様 書

規 格 品 質 等 は 下 記 及 び 見 本 の と お り に つ き
熟 覧 の う え 入 札 （ 見 積 ） し て く だ さ い 。

記

請求先	総務事務厚生課	履行場所	農林水産政策課	履行期限	9月16日
品	名	規	格	数	量
1	福岡県農林水産業・農山漁村の動向(令和6年度)	A4 無線とじ 表紙:間伐材使用紙(見本のとおり)<110K>4頁 両面(4+1)色刷 背文字あり 本文:間伐材使用紙<70K>182頁 両面(4+4)色刷、一部1色、白紙含む ※データ支給可 (データ:Word 2013、Excel 2013、Powerpoint 2013、DocuWorks 文書、PDF) ※一部未確定データは8月下旬までに順次提供予定 (要見本参照) ※HP掲載用として、最終データをPDFに加工し、CD-Rにて併せて納品すること。 (データは、一括版と分割版(全9分割)に加工) ※色校正については、本印刷用の機械及び本印刷用の用紙による色校正を行なうこと。(ただし、発注者が指定する頁のみとし、最大で8頁程度とする) ※色校正前に用紙見本を提出すること。	部 2,200		

※上記仕様については、下記該当要件を満たすこととする。

* 間伐材について

表紙は、間伐材使用紙(見本のとおり)
本文は、間伐材使用紙 白色度69%以上

* 「福岡県環境物品調達方針」を満たすように努めること。

* 使用インキについて

バイオマス含有インキであって芳香族成分(日本工業規格K2536の成分試験法により検出される芳香族炭化水素化合物)が1%未満の溶剤のみを用いる印刷用インキであり、化学安全性が確認されていること。

* 印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。

* 総務事務厚生課の検収を受けたあと納品すること。

* 外部発送がある場合は、発送前に総務事務厚生課にて仮検収を受けたのち発送し、配送先の受領書(納品日、納品場所、納品部数、受領者がわかる書類)を取ることを要する。

- (1)印刷物の全部又はその主たる部分の印刷を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
(2)落札者と印刷物製造請負契約を締結する。なお、契約金額が100万円未満のときは、落札者は請書を提出する。
(3)オープンカウンター型随意契約及び一般競争入札について
・ 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の見積者のうち、最低の価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。
ただし、落札となるべき同価の見積をした者が2人以上ある場合は、見積書に記載されたくじ番号によるくじで落札者を決定する。
・ 無効の見積をした者及び最低制限価格未満の見積をした者は、2回目以降の見積合わせに参加することはできない。
・ 落札者は、契約締結に当たり、別に定める「印刷設備に係る申出書」及び「会社及び機械室の写真」を提出すること。提出のない場合等には指名停止措置を受けることがある。

(7活:066)

担当課確認欄

--

事 前 打 合 せ		
校 正 3 回 (校正紙作成部数:各1部)		
担 当 課	担 当 者	農林水産政策課 松永
	内 線	3826 5階南棟
	直通(092)	643-3468

※この仕様書に基づき、印刷内容の確認を行ってください。

令和元年5月20日

印刷業者の皆様へ

福岡県総務部総務事務厚生課長

印刷物の最低制限価格の設定範囲の変更について（お知らせ）

このことについて、福岡県財務規則の改正を受け、令和元年5月20日から、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

一般競争入札案件に係る最低制限価格の設定範囲を以下のとおり変更する。

変更前：予定価格の70%以上90%以下

変更後：予定価格の75%以上92%以下

(様式第1号)

年 月 日

入札参加申請書

福岡県総務部総務事務厚生課長 殿

事業者住所
事業者名
代表者名
資格者番号^{※1}

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	福岡県農林水産業・農山漁村の動向 (令和6年度)(7活066)
申請者の登録業種	活版印刷
申請者の入札参加資格における格付け ^{※2}	AA、A、B
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立て又は 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金(持参・納付書)・小切手・履行確認書 入札保証保険証券・物品購入証明書 その他()
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない
中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条各号における営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 (いずれかひとつに○をすること)
申請者の資本金額又は出資の総額 ^{※3} (個人事業主は記入不要)	
申請者の常時使用する従業員の数(本店及 び全ての支店等の合計数)	人

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人(支店長・営業所長等)に委任している場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載しています。

※3 増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者

氏 名	電話番号	FAX番号 (入札参加確認通知書送付先)

(様式第1号)

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札参加申請書

福岡県総務部総務事務厚生課長 殿

事業者住所 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号
事業者名 〇〇印刷株式会社〇〇支店
代表者名 〇〇支店長 〇〇 〇〇
資格者番号^{※1} 90000〇〇〇

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	福岡県農林水産業・農山漁村の動向 (令和6年度)(7活066)
申請者の登録業種	活版印刷
申請者の入札参加資格における格付け ^{※2}	A、A、B
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立て又は 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中ではない
入札保証金の納付又は減免方法	現金(持参・納付書)・小切手・履行確認書 入札保証保険証券・物品購入証明書 その他()
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない
中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条各号における営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 (いずれかひとつに○をすること)
申請者の資本金額又は出資の総額 ^{※3} (個人事業主は記入不要)	5,000万
申請者の常時使用する従業員の数(本店及 び全ての支店等の合計数)	100人

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人(支店長・営業所長等)に委任している場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載しています。

※3 増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者

氏 名	電話番号	FAX番号 (入札参加確認通知書送付先)
〇〇 〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

入札(見積)担当者届

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

商号又は名称

代表者名又は
支店長名

氏は 氏 名
私は当社の [] を入札(見積)担当者と定め、

下記のとおり福岡県を相手方とする私の事務を補助させますので、届け出ます。

記

1 担当事項

- (1) 見積、入札に関する事務
- (2) 契約締結に関する事務
- (3) 保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務

2 担当期間 令和 年 月 日から令和7年10月31日まで

【記入例】 入札(見積)担当者届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

↑
提出日を記入

福岡県知事 殿

所在地 福岡市博多区東公園〇番〇号

商号又は名称 〇〇印刷 株式会社
福岡支店

代表者名又は
支店長名 支店長 福岡 花子

氏 名

私は当社の――
福岡 太郎（担当者名を記入。5名まで可。）
※代表者又は代理人本人の
場合は、記載しないこと。――を入札(見積)担当者と定め、

下記のとおり福岡県を相手方とする私の事務を補助させますので、届け出ます。

記

1 担当事項

- (1) 見積、入札に関する事務
- (2) 契約締結に関する事務
- (3) 保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務

2 担当期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和7年10月31日まで

↑
提出日を記入

入 札 書（ 見 積 書 ）（ 請 書 ）

No.

¥

くじ番号(3桁)

履行期限			履行場所		
品 名	規格	数量	単価	金額	適要
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所

氏名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10％に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 遅滞損害金に係る「未納部分のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書（目積書）（請書）

くじ番号として、任意の3桁の数字を必ず記入してください。

No.

¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

〇〇〇

履行期限	仕様書の履行期限を記載すること		履行場所	仕様書の履行場所を記載すること	
品名	規格	数量	単価	金額	適要
	仕様書のとおり				

仕様書に準拠し、品名ごとに、「品名」、「数量」、「単価」、「金額」を記載すること。
なお、規格については「仕様書のとおり」と記載すること。

日付の記入漏れ・記入誤りをしないように。

上記の通り、入札（見積）いたします。

金額の桁区切りが点になっている。

カンマを書くこと。（前ハネ）

○ 100, 000

× 100. 000

〇年〇〇月〇〇日

住所 福岡市博多区東公園〇番〇号

〇〇印刷株式会社

氏名 代表取締役 福岡 太郎

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ ）

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100%を支払います。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として延滞日数に応じた、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

県外本店の事業所が入札参加資格申請時に委任状を提出している場合、住所・氏名は委任を受けた支店等名及び支店長等氏名。

8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
(2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。

9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

見積りの段階では、ここへは
記名・押印はしない。

福岡県知事殿

入札(見積)時は
必要なし。

令和 年 月 日

収 入
印 紙

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
4 遅滞損害金に係る「未納部分のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

履行証明書

契約年月日 ----- 納 期 限	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考

納 入 者 住 所

商号及び営業所

代 表 者 名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

履行証明書

契約年月日	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考
納期限						

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
※履行期限ではありませんのでご注意ください。
(単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。)

納入者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

履 行 確 認 書 (交 付 願)

契 約 年 月 日	案 件 名	契 約 金 額 (円)	備 考
履 行 期 限			
年 月 日		¥	
年 月 日			
年 月 日		¥	
年 月 日			

会社住所 _____

商号及び営業所 _____

代表者名 _____

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書
を使用する
入札案件

()

履行確認書（交付願）

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
※履行期限ではありませんのでご注意ください。
（単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。）

契約年月日	案 件 名	契約金額(円)	備考
履行期限			
〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇〇〇〇	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇	活156
〇〇年 〇月 〇〇日			
〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇〇〇〇	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇	活289
〇〇年 〇月 〇〇日			

契約年月日、履行期限、契約金額については、間違いのないようご注意ください。

活版印刷の整理番号が分かる場合は記載して下さい。

納入者住所 福岡市〇〇区〇〇丁目 〇〇-〇〇

商号及び営業所 株式会社〇〇〇〇印刷

代表者名 〇〇 〇〇

押印は不要です。

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

案件名を記載すること

印刷物製造請負契約書(案)

印刷物の製造請負に関し、福岡県（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、仕様書並びに別表1及び別表2（以下「仕様書等」という。）に掲げるところにより、印刷物の製造を行うものとする。

2 受注者は、仕様書等に明示されていないものがある場合は、発注者と協議して処理するものとする。

（検査）

第2条 受注者が印刷物を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者が印刷物を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

3 検査に合格した印刷物について、その引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格し印刷物を発注者に引渡ししたときは、請求書により請負代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときには、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

（部分払）

第4条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、印刷物の完納前に印刷物の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

（危険負担）

第5条 第2条第3項の引渡し前に発注者及び受注者の責に帰することができない理由により生じた損害については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 納入された印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、印刷物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 印刷物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第7条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(発注者の催告による解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
(2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(4) 印刷物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(6) 第11条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。
 - (2) 第6条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
- (1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
 - (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
 - (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第

- 225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
- 3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。
- 4 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。
- 5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、印刷物の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の2.5パーセントに相当する金額とする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- (賠償の予定)
- 第14条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- (受注者の損害賠償請求等)
- 第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第3条第2項及び第4条の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- (契約不適合責任期間)
- 第16条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない印刷物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (補則)
- 第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治29年法律第89号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の定めるところによる。
- (協議)
- 第18条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県

代 表 者

印

受注者 住 所（事務所の所在地）

氏 名（会社の名称及び代表者名）

印

別表 1

印 刷 物 名	
数 量	別紙仕様書のとおり
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額)	¥ _____ (¥ _____)
履 行 期 限	別紙仕様書のとおり
履 行 場 所	別紙仕様書のとおり
契 約 保 証 金	財務規則第 1 7 0 条の規定により減免できる場合の ほかこれを徴する。
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、
契約金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を内数で記入すること。

別表 2

印 刷 物 の 規 格	_____
印 刷 物 の 構 造	
印 刷 物 の 形 状	_____ 別紙仕様書のとおり
印 刷 物 の 寸 法	
そ の 他	_____

(印刷物)

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 印刷物製造請負契約書第9条第3項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

(裏)

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<印刷物製造請負契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第9条

1～2 略

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第13条

1 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)～(5) 略

3～5 略

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

令和2年3月16日

印刷業者の皆様へ

福岡県総務部総務事務厚生課長

印刷機に係る写真の提出について

当課では、従来から仕様書に、印刷物を第三者へ一括発注すること等を禁止する旨を記載しています。これは、ブローカー的の不良不適格業者による中間搾取や業務の質の低下等を防止するためです。

ついては、今回、その取組みを更に進めるため、下記のとおり、令和2年4月以降、落札者から「印刷機に係る写真の提出を求める」ことといたしました。

当課印刷物発注の適正化のため、御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 対象者

当課発注の「一般競争入札」又は「オープンカウンター型随意契約」の落札者

※落札されなかった方は提出不要です。

※出先機関においては実施しません。

2 提出方法

落札者は、落札決定後、契約締結までに別紙「印刷設備に係る申出書」及び「会社及び機械室の写真（別紙様式1）」（以下、「申出書等」という。）を当課に提出する。

なお、適正な申出書等を提出した者については、以後、他の案件を落札した場合であっても、現入札参加資格者名簿有効期限（令和3年9月30日）内の再提出は不要。

3 実施方法等

（1）試行期間及び方法

令和2年4月から6月までの間、「試行」として、落札者に申出書等の提出を求める。

この期間は、申出書等の提出がなくても契約は締結する。

なお、「試行」期間中であっても、適正な申出書等の提出があった者については、上記2なお書きの措置を適用する。

（2）正式実施

令和2年7月以降、仕様書に申出書等の提出を「契約締結の条件」として明記する。

落札者と決定したにも関わらず、申出書等の提出が為されなかった場合、正当な理由のない契約不締結として指名停止（6～9箇月）を行うことがある。

印刷設備に係る申出書

福岡県総務部総務事務厚生課長 殿

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者資格・氏名

当社（私）が現在稼働させている印刷設備（印刷機）は下記のとおりであることを申し出ます。

記

1 印刷機（製造会社名・機種名・型式等）（主なもの3台まで）

（1） _____

（2） _____

（3） _____

2 会社及び機械室の写真（別紙様式1に貼付）

（1）会社外観

印刷機が設置されている建物（会社、印刷所等）の外観
※看板等社名がわかるものが写っていること

（2）機械室内

印刷機が設置されている状況がわかるもの
※1（1）～（3）のうちいずれかの印刷機が写っていること
※印刷機のアップでなく、なるべく機械室全体が写っていること

（注記）

- 1 総務事務厚生課印刷仕様書（以下、「仕様書」という。）には、「印刷物の全部又はその主たる部分の印刷を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と記載しています。
契約履行に当たり、上記仕様を満たさなかった場合、契約違反として「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けることがあります。
本申出書及び写真は、上記仕様の履行が可能であることを事前に確認するための資料です。
- 2 今回、適正な申出書及び写真の提出があったと判断された場合、今後、現入札参加資格者名簿有効期限（令和3年9月30日）内の再提出は不要となります。

会社及び機械室の写真

1 会社外観（印刷機が設置されている建物（会社、印刷所等）の外観） ※看板等社名がわかるものが写っていること
2 機械室内（印刷機が設置されている状況がわかるもの） ※印刷設備に係る申出書 1（1）～（3）のうちいずれかの印刷機が写っていること ※印刷機のアップでなく、なるべく機械室全体が写っているもの

入札日程表

			福岡県農林水産業・農山漁村の動向 (令和6年度)(7活066)	
			納品先:農林水産政策課	
			入札書を郵送により提出する場合	入札書を持参により提出する場合
7月	14	月	公告・入札説明書の配布開始	
	15	火		
	16	水		
	17	木		
	18	金		
	19	土		
	20	日		
	21	月		
	22	火	入札参加申請書の提出〆切 11:00まで	
	23	水	質問受付の〆切 11:00まで	
	24	木		
	25	金	質問回答の掲示 15:00～	
	26	土		
	27	日		
	28	月		
	29	火		
	30	水	入札保証金(*)の納付期限 15:00まで 履行確認書(交付願い)提出期限 15:00まで 入札書の提出期限 17:00まで	履行確認書(交付願い)提出期限 15:00まで
	31	木		入札保証金(*)の納付期限 15:00まで 入札書提出期限 17:00まで
8月	1	金	開 札 10:00～ 会場:総務部会議室(行政南棟地下1階) ※入札室(行政南棟地下1階)ではありません	

(*)現金・小切手・入札保証保険証券・履行証明書